様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ごうどうかいしゃはーふでぃーせんと  一般事業主の氏名又は名称 合同会社ハーフディーセント  （ふりがな）さわだ　まさお  （法人の場合）代表者の氏名 澤田　匡生  住所　〒155-0032  東京都 世田谷区 代沢５丁目２４番１２号  法人番号　8010903009633  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2 | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社公式ウェブサイト(https://www.half-decent.jp) 「DX推進ポリシー」ページ「DX推進の具体的な取り組み」  　https://www.half-decent.jp/wp-content/uploads/2026/01/half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2.pdf  　第1章「背景」および第2章「DX推進の意義」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、「～共に汗を流し、共に考え、共に成長～モノづくり・サービスの成功を伴走支援」  という企業理念のもと、お客様の事業成長に全力を尽くしています。  この理念を具現化するため、生成AI・クラウド・IoTなどのデジタル技術を活用し、支援業務の質と効率を高め、  顧客企業に対する価値提供を継続的に高度化することを目的としてDX推進に取り組む。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではなく、代表社員1名で構成される合同会社です 。そのため、定款および会社法の定めに則り、最高意思決定機関である代表社員の決定をもって、本戦略を会社方針として策定・承認しております 。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2 | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社公式ウェブサイト(https://www.half-decent.jp) 「DX推進ポリシー」ページ「DX推進の具体的な取り組み」  　https://www.half-decent.jp/wp-content/uploads/2026/01/half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2.pdf  　第3章「DX推進プロジェクトの方針」、第６章「DXロードマップ」 | | 記載内容抜粋 | ①　「デジタル活用により支援業務を高度化し、顧客への価値提供を最大化する」ことを全体目標とする。 具体的には、クラウド型グループウェアによる案件管理・文書管理の一元化および支援履歴データの整理・管理を行い、これら蓄積された過去事例データベースを整備する。 活用方策として、生成AIを用いた調査・分析プロセスの効率化に加え、IoTで収集した多様なデータやAI・音声認識ツールによる議事録等の情報を活用することで、コンサルティングの再現性・精度・付加価値を高め、高品質・高効率・高付加価値な支援サービスを継続的に提供する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会設置会社ではなく、代表社員1名で構成される合同会社です 。そのため、定款および会社法の定めに則り、最高意思決定機関である代表社員の決定をもって、本戦略を会社方針として策定・承認しております 。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2  　第4章「DX推進体制」、第五章「役割分担」 | | 記載内容抜粋 | ①　代表社員がDX推進責任者および担当を兼任し、必要に応じて他士業やITベンダー等の外部専門家と連携する体制を構築している。 人材育成・確保については、代表自身が「生成AI活用普及指導員」等の資格取得や専門研修を通じて最新技術を継続的に習得するほか、外部協力者との「共創プラットフォーム」を通じた知見共有や技術相談により、戦略推進に必要な高度な専門スキルを確保・維持する方針としている。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2  　第6章「DXロードマップ」 | | 記載内容抜粋 | ①　クラウド型グループウェアによる文書管理・案件管理の統一、自社サイト構築コンテンツ管理サービスのセキュリティ整備、AIボイスレコーダを用いた議事録作成の自動化、生成AIエンジンを活用した調査・分析の効率化、IoTデータを含む多様なデータ活用による高度化など、最新のデジタル技術を活用できる環境を段階的に整備する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2 | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社公式ウェブサイト(https://www.half-decent.jp) 「DX推進ポリシー」ページ「DX推進の具体的な取り組み」  　https://www.half-decent.jp/wp-content/uploads/2026/01/half-decent\_DX-Strategy-and-Roadmap\_v1.2.pdf  　第7章「KPI」 | | 記載内容抜粋 | ①　業務デジタル化率（70→90%）、支援業務の年間50時間の効率化、AI活用率80%、顧客満足度10%向上、セキュリティインシデント0件継続。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2026年 1月 7日 | | 発信方法 | ①　代表メッセージ  　自社公式ウェブサイト(https://www.half-decent.jp) 「DX推進ポリシー」ページ「代表メッセージ」  　https://www.half-decent.jp/dx%e6%8e%a8%e9%80%b2%e3%83%9d%e3%83%aa%e3%82%b7%e3%83%bc  　HP「DX推進ポリシー」に代表メッセージを公開 | | 発信内容 | ①　代表社員（実務執行総括責任者）が、企業理念「～共に汗を流し、共に考え、共に成長～ モノづくり・サービスの成功を伴走支援」に基づき、DX推進に向けた強い決意と姿勢を対外的に表明しています 。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。